

| 平成26年度横浜市子ども・子育て会議第3回保育・教育部会 第29期横浜市児童福祉審議会 第4回保育部会 合同会議 会議録 | |
|--|---|
| 日 時 | 平成26年5月27日(火) 9時～11時 |
| 開催場所 | 松村ビル本館 マツ・ムラホール |
| 出席者 | 神長美津子委員、岸井慶子委員、木元茂委員、佐野健一委員、納米恵美子委員、長谷山景子委員、増田まゆみ委員、山本真実委員、米田佐知子委員、渡辺祐子委員 |
| 欠席者 | なし |
| 開催形態 | 公開(傍聴者2人) |
| 議 題 | <p><議題></p> <p>(1)子ども・子育て会議等での条例案(保育・教育関係)にかかる意見聴取について</p> <p>ア 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について(続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 <p>イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について</p> <p>ウ 保育の必要性の認定に関する基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性の認定に関する事項 ・施設・事業の利用調整に関する基準 <p><その他></p> <p>(1)新制度における利用者負担の検討について</p> |
| <p><議題></p> <p>(1)子ども・子育て会議等での条例案(保育・教育関係)にかかる意見聴取について</p> <p>ア 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について(続)</p> <p>　　<居宅訪問型保育事業></p> <p>　　(事務局) (資料に基づき説明)</p> <p>　　(岸井委員) 居宅訪問型事業の連携施設についてですが、各施設ではなく横浜市が確保してくださるといふことなんでしょうか。</p> <p>　　(事務局) 市が支援を行いますが、まずは事業者が主体となり確保していくこととなります。</p> <p>　　(米田委員) 確保について、事業者任せにいくので十分なのかという点が心配です。市が支援を行っていく中で、幾つかの施設を推薦することも可能なんでしょうか。</p> <p>　　(事務局) 地域療育センターや障害児入所施設、あるいは第三者的なバックアップを担う施設が必要となる場合は、連携にあたり支援の手法等を考えていきたいと思っております。</p> <p>　　(米田委員) 療育センターは利用していないけれど、保育においてケアが必要であるという、いわゆるグレーゾーンのお子さんもいらっしゃるかと思います。この仕組みは、そういったお子さんたちも対象としているのでしょうか。例えば、就労している方で、自分のお子さんに障害があるかどうかということも含めて非常に迷っている方が、相談を受けた方を介して利用手続きにつながっていく可能性はあるのでしょうか。</p> <p>　　(事務局) いわゆるグレーゾーンのお子さん、については解釈に議論があるところかと思いますが、区役所の保健師・カウンセラー等が、親子保健・養育支援としてケアを行い、なおかつ必要性を判断した場合には居宅訪問型を利用できるように進めていけるのではと想定されます。ただ、ここで言うのは居宅外での保育が困難であるということが前提となっていますので、全ての方が希望すれば利用できる仕組みではなく、集団保育が著しく困難な場合、というような一定の制限がかけられることになろうかと思っております。</p> <p>　　(増田部会長) 3歳未満児で、「障害、疾病のため集団保育が著しく困難な」お子さんに対する保育ということで、命を守るという最低限やらねばならないことを確保するためにも、このような体制が大事なのだらうと思います。そのあたりを明確にしておかないと、あってはならない事故等が起きる可能性を残してしまうのではないかと危惧されますので、改めてお願いいたします。</p> <p>　　(事務局) まさにご指摘のあったような、命にかかわる保育ということになりますので、個々の状況に応じた専門的サポートが必要となります。日常保育の中での医療的ケアや緊急時の対応等も見据え、連携先の規定等、定めていきたいというところです。</p> <p>　　(増田部会長) それでは、事務局の原案を部会として了承するというところで、また運営上のことに関しては</p> | |

別途しっかりと規定等もしていくということによろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

〈事業所内保育事業〉

(事務局) (資料に基づき説明)

(納米委員) この基準というのは、今後事業所内保育を開始する施設にのみ適用されるものなのでしょうか。それとも、既存の施設にも適用されるのでしょうか。

(事務局) 新制度において給付の対象施設となるためには、この基準を満たす必要があると考えております。

(納米委員) 横浜市内に既存の事業所内保育所はどれくらいあるのでしょうか。そしてそれらはこの基準を満たしているのでしょうか。

(事務局) 事業所内保育施設は、平成25年4月1日時点で81施設、入所児童数は1,148人でございます。施設の内訳としては、医療機関にていわゆる院内保育所として運営しているところが60施設、高齢者施設内が5施設、一般企業内が16施設となっております。それらが施設基準を全て満たしているかどうかは把握できていないのが現状ですが、認可外保育施設として入所児童の状況等については把握しているところです。

(米田委員) 保育士の確保が難しいと言われている中で、小規模型事業所内保育事業の保育従事者について、3分の2以上を保育士とするというのは、それを満たすための苦労があるのかなと懸念されます。保育士資格を持っていて、パートであればお仕事をしたいという方がいらっしゃるというお話をよく聞きますが、そういった方もこのカウントに入るのでしょうか。

(事務局) 基本的に、ここで言う保育従事者は常勤職員ということになります。ただ、やむを得ずアルバイトやパートの職員を充てる場合は、その勤務時間を常勤職員に換算して人数を確保することが必要となります。

(木元委員) 事業所内保育の利用児童は必ずしも0～2歳だけではなく、就学前までのお子さんもいらっしゃるようですが、現在の幼保小連携のような、地区内での連携活動は具体的にどのようなようになるのでしょうか。

(事務局) 今回は地域型の保育事業ですので、地域枠も含めて0～2歳児の施設が認可対象となります。児童の卒園後の進級先として幼稚園、認定こども園、保育所等と連携をしていただくことが必要となります。

(増田部会長) 施設数が平成25年4月1日時点で81施設、入所児童数1,148人ということで、これはかなりの数という印象を受けますが、その全てにおいて給付施設へ移行するよう進めていく方向性なのでしょうか。

(事務局) 今後事業者説明会にて情報を提供していきながら、さらに基準を満たす施設とは個別のご相談を進めていきたいと考えています。

(納米委員) 給食や調理のことに關しては、この事業所内保育の基準には含まれないのでしょうか。

(事務局) 事業所内保育は、基本的に保育所型と小規模型に分かれております。保育所型は保育所と同じ基準、小規模型は小規模保育事業と同じ基準として規定されるものとなっております。

(山本副部会長) 現在81カ所のうち60カ所ほどが医療機関ということですが、給付施設に移行しようとしても病院との関係等の中で建物の変更ができず、多くは給付を受けない認可外施設として残るのではと考えられます。その中でも大規模で建物の変更等が行えるような施設が、給付施設となるための整備を行っていくというイメージになるのでしょうか。

(事務局) 認可外保育施設の指導監督基準でも、避難階段や耐火建築物の規定等があり、毎年監査の上、問題のない施設には税の減免等を行っています。そういった中には移行が可能な施設もあるかと思っておりますので、検討していきたいと考えています。

(増田部会長) 数や状況もさまざまで、その把握や推進においてはいろいろな課題があるかと思っておりますけれども、今回、基本的なルールとしてはよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(増田部会長) それでは、事務局の原案を部会として了承ということにさせていただきます。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

(事務局) (資料に基づき説明)

(木元委員) 給付額の通知等について、各幼稚園が事務作業を行うと思うのですが、非常に高いレベルの処理はなかなか難しいのかなと思っています。間違いがないようにするための取り決め、マニュアルの作成をお願いしたいです。また、個人情報の取り扱いについてはできれば必要最低限に留めたいと思います。少し御配慮いただけるようなことはないのでしょうか。

(事務局) 幼稚園の方々は法定代理受領ということになりますし、利用者負担額も階層ごとに園で把握してい

ただ、現在給付費の簡易請求ソフトを検討している最中であり、頂いたご意見を踏まえて作成していきたいと思っております。

(佐野委員) 事務が煩雑化するということで、公定価格では若干の費用が認められていますけれども、現状の事務職員配置だけでは対応しきれないようなところもありますので、考慮していただければと思います。

(増田部会長) 規定そのものはこれでよろしいのですけれども、費用の徴収については、子ども・保護者にもそれぞれの考え方・経済的な状況等があるかと思えます。運営等に当たって、本当に必要な事柄なのか等、質の面も含めて運営上の配慮をお願いしたいと思います。その他、よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(増田部会長) それでは、事務局の原案を部会として了承ということにさせていただきます。

ウ 保育の必要性の認定に関する基準について

(事務局) (資料に基づき説明)

(山本副部会長) 2号認定と3号認定が標準時間と短時間とで区分されますが、そうしますと一般的な感情としては、利用時間が長いほうが保育の必要度も高いのだらうととられると思います。標準時間と短時間では、やはり標準時間のほうが施設入所においても優先されるのでしょうか。また、特定の認定こども園を利用するために、まずは1号認定をとって入園し、それから保育短時間を確保して切りかえるという方が出てくることも考えられますが、標準時間で待機している人がいた場合どうされるのでしょうか。横浜市は認定こども園を推進していこうとしているところかとは思いますが、待機児童への懸念からしても、2号定員に空きはあるのか気になります。

(事務局) 現行のランクづけではございますが、標準時間のほうが優先されることとなっておりますので、短時間でのお申し込みは標準時間に劣後するという整理をしております。就労時間が途中で変更になった場合、特に短時間から標準時間になったというときには、やはり保育の必要量が変わりますので、認定を受け直していただくことになります。その際、特定の認定こども園に入所されているお子さんであれば、同じ施設内で認定を変更する形での対応となるかと思えます。認定こども園のあり方としては1号子ども、2号子どもが混在して自由に利用できるというのも一つのメリットですので、その良さを生かしつつも、利用調整において公平性確保を図っていききたいと思います。

(木元委員) 当初、既に認定こども園に入所していても2号に移るときには必ず利用調整しますというお話があったかと思うのですが、何てむごいことを、とも感じておりましたので、市独自項目で1号から2号への切りかえが優先されるというのは本当にありがたいと思います。山本副部会長がおっしゃったように、特定の認定こども園へ通いたいがために、1号で入園して2号に移ると方もいると思うのですが、我々事業者としてはそういった部分について見極めができず、書類が整っていれば受けざるを得ないというところですので、市のほうでいろいろと考えていただければと思います。また、ランクアップ・調整指数等の加算というものは、私なんかにはぴんとこないところではあるのですが、今後、幼稚園型・幼保連携型の認定こども園等を運営していく方にとってどれほど重要となるのか。今後見直しがかかるものなのか。そういったところを、現実に即して調整していただけるとありがたいなと思います。

(納米委員) 今、テレワーク等の在宅就労が進められていますが、そういった方の就労時間はどのようにカウントされるのでしょうか。就労時間については、フルタイムで働いている方の優先度が最も高いけれどその方たちは経済的にも安定していて、一方パートタイムで働いている方のほうが経済的には苦しいけれど、優先度が下がってしまう。そういったことについて納得いかないという意見も耳にしています。

(事務局) 在宅就労につきましては、これまでも対象としてきているところですが、居宅外就労よりはランクとして下がるということはありません。就労形態にはさまざまなものがありますので、数多くいる利用申込者を共通で判断するようになりますと、こういった項目にとどまらざるを得ないかなというところ。就労状況と利用施設との希望がそぐわないという場合は、保育コンシェルジュ等がふさわしい制度をご案内し、フォローしていくというのが一つの方策でございます。

(佐野委員) 失業等で大きな所得の変動があった場合、前年の所得に応じた保育料が払いきれず保育所を辞めてしまうという人もいます。こういう方々への対策も今後必要かと思えます。また、勤務時間の差による整理については、待機児がいる以上何らかの順位付けをしなければならぬと思いますので、やむを得ないと感じます。

(渡辺委員) パートで働かれていますお母さんが多い中で、週4日働かないと預かってもらえない。例えば子ど

もが3人いて疲れ切った中でも、働いていなければ保育所が預かってもらえなくてとなりますと、少しかわいそうと思う部分もあります。ただ、全員が思うようにはいかないというのはわかりますので、仕方がないのだろうなとも思います。

(納米委員) 64時間で1日4時間、かつ月16日ということは週に4日ですね。これは両方を満たしていなければならぬとのことですが、社会保険の関係で週3日での雇用をする事業所が多いように思うのですが、やはり週4日でない基準にはならないということなのですね。

(事務局) 国では、48～64時間という月単位の就労時間を基準としています。本市では現行64時間、1日4時間以上且つ週4日以上就労を基準としており、何とか待機児童との均衡を図っていこうという状況ですので、この基準をとらざるを得ないかなと考えているところです。

(長谷山委員) 障害のある子どもを持つ親にとっては、今まで就労したくてもできないというところがありました。どう育てていいかわからない、自分で育てられないと言っているお母さんたちによく出会うものですので、そういった方々に、行政の施策を頼りながら育てていけるのだということを知っていただきたいなと思います。1歳、2歳前のお子さんを持つ多くのお母さんたちはこういった情報を知りませんので、発信していったらと思います。1日預けるというだけでは足りない部分がたくさんありますので、サポートができるような体制・施設が整ってくるとありがたいなと思っております。

(増田部会長) そういった方々に対して適切な時期に適切な情報が入るよう、周知等の段階でぜひ行政側にも配慮していただければと思います。

(神長委員) いろいろなケースがあるのだなと私も勉強させていただいているところなのですが、この認定こども園というものは、親の就労の状況にかかわらず同じ就学前の教育が受けられることがとても大事なので、そういう意味では同一施設で安定した生活が子どもたちに保障されることが大事かなと思って伺っていました。

(増田部会長) それでは、今日全てというのはなかなか難しいところですが、今までのところでは原案で御了承いただいたということによろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(増田部会長) それではこれで、議事にかかわる議論は全て終了いたしました。保育・教育関係にかかわる条例案に関する事項につきましては、意見書として取りまとめ、子ども・子育て会議の全体会と児童福祉審議会の総会に報告をいたします。意見書について、案の段階のものを事務局から委員の皆様方にお送りいたしまして、御意見がございましたときにはお送りいただきたいと思っております。そして最終的には、期間のこともございますので、委員長の私に一任させていただくという形によろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

<その他>

(1) 新制度における利用者負担の検討について

(事務局) 昨日、国の子ども・子育て会議で公定価格・利用者負担の案について提示されたところでございます。今後、本市においてこれを上限とし、具体的な保育料を設定してまいります。当部会におかれましても今後御議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(増田部会長) この件につきましての議論は、また次の部会からということになりますので、よろしくお願ひいたします。

| | | |
|-----|--|-------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会 | 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会 | 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 | |
| 資料4 | 横浜市児童福祉審議会条例 | |
| 資料5 | 子ども・子育て会議等での条例案(保育・教育関係)にかかる意見聴取について | |
| 資料6 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について(続) | |
| 資料7 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について | |
| 資料8 | 保育の必要性の認定に関する基準について | |
| 資料9 | 新制度における利用者負担の検討について | |